

平成28年4月から

健康保険法 などが改正 されます

平成28年4月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されます。



改正
スケジュール

28年4月

28年10月

29年4月

紹介状なしでの大病院受診時の負担導入

入院時食事療養費等の見直し

患者申出療養の創設

傷病手当金・出産手当金の計算方法の見直し

標準報酬月額・標準賞与額の上限の引き上げ

健康保険料率の上限の引き上げ

診療報酬は0.84%の
マイナス

2年に一度改定される診療報酬は、平成28年度は-0.84%(本体+0.49、薬価等-1.33%)となりました。

短時間労働者の社会保険の適用拡大

兄弟の被扶養認定基準の見直し

後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入



紹介状なしでの大病院受診時の負担導入

平成28年4月～

大病院は高度な医療が必要な患者、小規模の病院や診療所は軽症の患者、という医療機関の機能分化を推進するため、紹介状なしで特定機能病院や500床以上の大病院を受診する場合には、医療費の自己負担に加えて、患者が最低5,000円を負担することになります。また、他の病院を紹介すると言われたにもかかわらず再診で大病院を受診した場合にも、最低2,500円の追加負担が発生します。

なお、救急患者や診療所が少なく大病院に行かざるを得ない地域の患者などは、対象外となります。

紹介状なしで大病院を受診するときの患者負担
(初診の場合)

定額負担(5,000円以上)

+

通常の一部負担金(医療費の3割～1割)**

健康保険から給付(医療費の7割～9割)**

↑
患者負担
↓

**年齢と所得により負担割合が区分されています。

入院時食事療養費等の見直し

平成28年4月～

平成30年4月～

入院と在宅療養との公平を図るため、**入院中の食事費用の患者負担**は、従来の食材費相当額に加えて調理費相当額も負担することとし、**段階的に引き上げられます**。

なお、低所得者や難病患者、小児慢性特定疾患患者、1年を超えて精神病床に入院している患者（平成28年4月1日時点）の負担額は、変更ありません。



■入院時食事療養費の標準負担額（食事費用の患者負担額）

従来	平成28年4月～	平成30年4月～
260円/1食	360円/1食	460円/1食

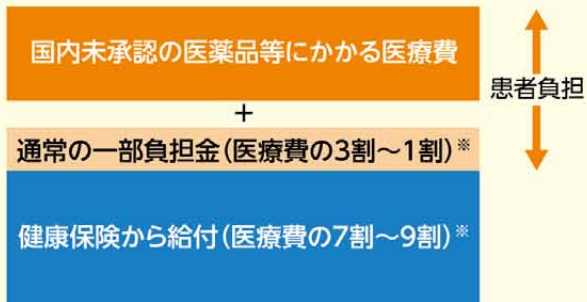
患者申出療養の創設

平成28年4月～

がんや難病患者が**国内未承認の医薬品**を使いたいときや**先進医療**を身近な医療機関で受けたいときなどの利便性を図るため、それらについて**患者の申出があったときに保険外併用[※]が可能になる「患者申出療養」が創設**されます。

※保険外併用…健康保険適用でない保険外診療があると、保険が適用となる診療も含めて医療費の全額が自己負担となります。しかし、厚生労働大臣の定める評価療養（先進医療など）や選定療養（差額ベッドや歯科の金合金など）は、保険外併用療養費として保険診療との併用が認められており、通常の治療部分には保険が適用されます。ただし、評価療養と選定療養にかかる特別料金は自己負担です。

■患者申出療養を受けたときの負担



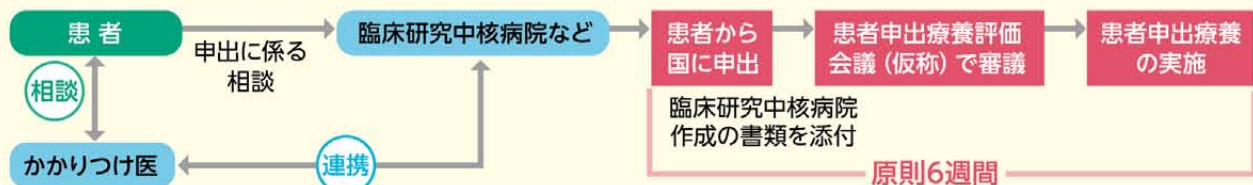
※年齢と所得により負担割合が区分されています。

■患者申出療養の対象

- 先進医療を身近な医療機関で受けたいとき
- 先進医療を対象外の患者が受けたいとき
- 国内未承認の医薬品などを使いたいとき
- 治験の対象外の患者が治験薬などを使いたいとき



■患者申出療養で初めての医療を実施するとき



※患者申出療養として前例がある医療を他の医療機関で実施する場合は、患者は医療を受けたい身近な医療機関に申出に係る相談をし、前例がある臨床研究中核病院に申出をします。申出から身近な医療機関で患者申出療養を実施するまでの期間は、原則2週間です。

TOPICS

34歳以下の方が禁煙治療を受けやすくなります

平成28年4月～

若い世代の禁煙を促し将来の医療費を抑制するため、34歳以下の方は、喫煙年数に関係なく健康保険で禁煙治療が受けられることとなります。禁煙治療の健康保険適用要件のうち喫煙本数・年数については、35歳以上の人に限定します。

■健康保険で禁煙治療を受けるための条件

- ニコチン依存症テスト（TDS）でニコチン依存症と診断された
- ただちに禁煙しようと考えている
- 35歳以上の人については、1日平均喫煙本数×喫煙年数が200以上である
- 禁煙治療の同意書に署名をしている



傷病手当金・出産手当金の計算方法の見直し

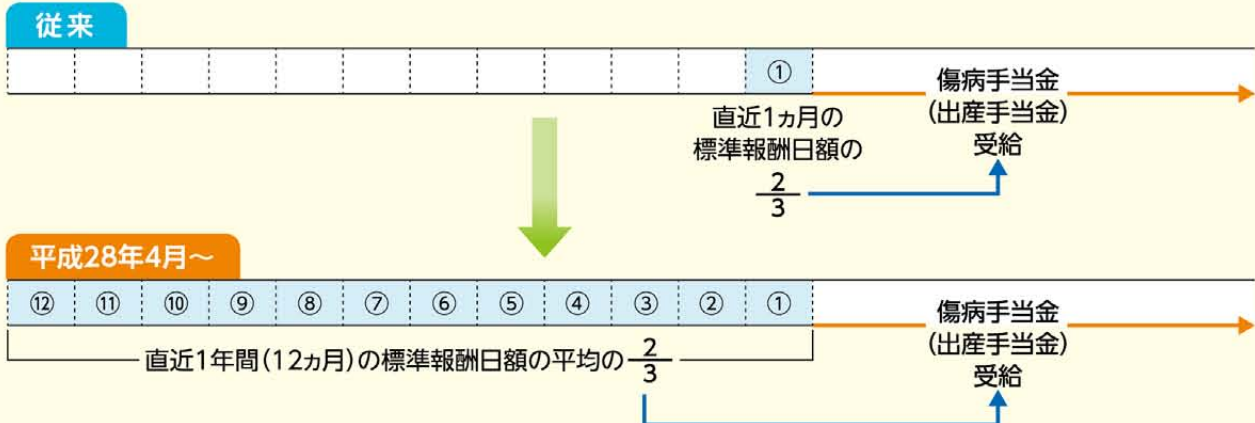
平成28年4月～

傷病手当金・出産手当金*の不適切な受給を防止するため、支給額の計算で基準となる標準報酬日額の算定方法が、直近の1ヵ月から1年間の平均になります。

被保険者期間が1年に満たない場合は、①被保険者期間の標準報酬日額の平均②その保険者の全被保険者の標準報酬日額の平均のどちらか少ない額が基準になります。

※傷病手当金・出産手当金…被保険者が病気や出産で仕事を休んで給与が支払われないときに、一定の期間、1日につき標準報酬日額の3分の2が支給されます。

傷病手当金(出産手当金)支給額の算出方法



標準報酬月額・標準賞与額の上限の引き上げ

平成28年4月～

より負担能力に応じた負担を求めるため、保険料などの計算の基礎になる標準報酬月額と標準賞与額の上限が引き上げられます。

標準報酬月額の上限は、従来の121万円(47等級)の上位に3等級が追加され、139万円(50等級)になります。標準賞与額の上限は、年間540万円から573万円に引き上げられます。

標準報酬月額の上限の引き上げ

従来	標準報酬月額	報酬月額
47	1,210,000円	1,175,000円以上

平成28年4月～	標準報酬月額	報酬月額
47	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
48	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
49	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
50	1,390,000円	1,355,000円以上



健康保険料率の上限の引き上げ

平成28年4月～

高齢者医療制度への納付金の増加に対応するため、健康保険の一般保険料率の上限が引き上げられます。

一般保険料率の上限は、従来の1,000分の120から1,000分の130になります。各保険者は、財政状況に応じて1,000分の30から1,000分の130の間で一般保険料率を設定します。



短時間労働者の社会保険の適用拡大

平成28年10月～

パート等の非正規労働者にも社会保険の適用を拡大し、正規労働者との格差を是正するため、**社会保険（厚生年金、健康保険）の適用基準が緩和**されます。

従業員501人以上の事業者を対象に、労働時間や賃金などの基準を緩和します。

■社会保険の適用基準(従業員501人以上の事業者を対象。学生は適用外)

従来

週30時間以上
(労働時間・日数が一般社員の4分の3以上)

平成28年10月

すべての基準を満たした場合に適用される

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上



兄妹の被扶養認定基準の見直し

平成28年10月～

被保険者の兄や姉を健康保険の被扶養者とするために必要な条件から同居要件が撤廃されます。

兄妹が被扶養者として認定されるためには、①被保険者の収入で生計を維持していること②年間収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満であること③同居の場合は被保険者の収入の2分の1未満、別居の場合は被保険者の仕送り額より少ないことが条件となります。



後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

平成29年4月～

75歳以上の高齢者の医療費として拠出する後期高齢者支援金の計算方法について、より負担能力に応じた負担とするため、従来の**加入者割**(加入者の人数をもとに計算)から**総報酬割**(加入者の報酬をもとに計算)に変更になります。

平成29年度からの全面総報酬割の導入に向けて、暫定措置として平成22年度から加入者割と総報酬割の比率を段階的に変更しており、平成28年度は3分の2を総報酬割、3分の1を加入者割とします。

段階的に総報酬割が引き上げられます

